

最近のITの進歩により、従来、障害のある人が就労困難と考えられていた職業であっても、IT機器を利用することにより、重度の障害のある人が職業的なハンディキャップを克服し、職域を拡大することの可能性が高まってきている。このため、障害者職業総合センターにおいて、障害のある人や事業主のニーズに対応した就労支援機器、ソフトウェア等の開発を行い、就労が困難な障害のある人の職域拡大を図っている。

(5) 障害者の創業・起業等の支援

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的

自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、都道府県社会福祉協議会を実施主体として運営されている。本制度の資金種類の1つとして、障害者世帯が生業を営むのに必要な経費を支援する「更生資金（生業費）」が設けられている。

2. 総合的な支援施策の推進

(1) 保健福祉、教育との連携を重視した職業リハビリテーションの推進

ア 公共職業安定所におけるきめ細かな職業相談、職業紹介
障害のある人の職業紹介については、公

重度障害者在宅就業推進事業

近年、パソコンやインターネットの普及により、移動が困難なため一般企業での雇用や就労が困難とされてきた重度の障害のある人が、これらを活用し必要な支援を受けることで在宅のまま就業することが現実のものとなっている。

一方、企業においては厳しい経済環境の下で、業務のアウトソーシング化を進めようとしており、在宅の人材を活用して業務を行うことに対するニーズも高まってきている。

そこで、企業に対して障害のある人の在宅就業に関する情報提供を行うことにより、在宅就業を行う障害のある人に対する理解を深めるとともに、在宅障害者への仕事の発注を啓発し、また、在宅就業を希望している障害のある人に対する相談や情報提供、スキルアップを図るための指導、助言等を行うことにより重度の障害のある人の在宅就業の推進を図っている。なお、本事業は、在宅就業支援に実績がある社会福祉法人等とのネットワークを有する独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構において実施している。



パソコンで在宅就業する障害のある人

共職業安定所において、就職を希望する障害のある人に対して求職の登録（就職後のアフターケアまで一貫して利用）を行い、求職者の技能、職業適性、知識、希望職種、身体能力等の状況に基づき、ケースワーク方式による職業指導を実施し、安定した職場への就職あっせんに努めている。このため、主要な公共職業安定所に障害のある人の就職問題を専門に担当する就職促進指導官を配置するとともに、きめ細かな就職指導等を円滑かつ効果的に推進するため職業相談員（身体に障害のある人、知的障害のある人及び精神に障害のある人担当）、精神障害者ジョブカウンセラー及びろうあ者の職業相談を円滑に実施するための手話協力員を配置している（平成17年度は全国で身体障害者職業相談員143名、知的障害者職業相談員201名、精神障害者職業相談員117名、ジョブカウンセラー47名、手話協

力員296名を配置）。

平成17年3月現在の求職登録状況をみると、登録者総数は49万184人で、前年同期に比べて382人の増加となっている。このうち、「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表に掲げる身体障害を有する人は32万5,506人で登録者総数の66.4%を占めている。身体に障害のある人である登録者のうち、有効求職者数は10万4,508人、就業中の者は19万4,342人となっている。身体障害以外の障害のある人は、16万4,678人で、有効求職者数は4万9,404人、就業中の者は10万1,477人となっている。

平成16年度における障害のある人の新規求職申込みは9万3,182件、就職件数は3万5,871件となっている。

イ 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション

● 図表2-17 障害種類別求職登録状況

（平成16年3月末現在）

	総数	身体障害者					身体障害者のうち 重度障害者（再掲）	身体障害者以外
		小計	視覚	聴覚・平衡・ 音声・言語・ そしゃく機能	肢体 不自由	心臓・じん 臓・呼吸器・ ぼうこう・ 直腸・小腸		
登録者全数 （対総数）	490,184	325,506 (66.4%)	27,989 (5.7%)	61,948 (12.6%)	184,435 (37.6%)	51,134 (10.4%)	133,398 (27.2%)	164,678 (33.6%)
有効求職	153,984	104,580	7,936	16,174	59,029	21,441	44,711	49,404
就業中	295,819	194,342	17,664	41,859	110,122	24,697	77,035	101,477
保留中	40,381	26,584	2,389	3,915	15,284	4,996	11,652	13,797

資料：厚生労働省

● 図表2-18 公共職業安定所における障害者の職業紹介件数（平成16年度）

新規求職申込件数							就職件数						
合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	合計	身体障害者	知的障害者	精神障害者
	うち重度	うち重度				うち重度	うち重度				うち重度	うち重度	
93,182	63,305	26,790	18,953	3,245	10,467	457	35,871	22,992	9,210	9,102	2,126	3,592	185

（注）公共職業安定所に初めて求職の申込みをした者。ただし、求職申込みの有効期間を経過した後には申込みをした者、雇用保険受給者であって受給公共職業安定所を変更した者等を含む。

資料：厚生労働省

障害者職業センターには、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営する３種類の施設機関があり、それぞれ次のような業務を行っている。

障害者職業総合センター

全国の障害者職業センターの中核となる施設として、高度の職業リハビリテーション技術の研究・開発及びその成果の普及、先駆的な職業リハビリテーションサービスの提供、職業リハビリテーションに従事する専門職員の養成・研修の実施等を目的として、千葉市美浜区に設置されている。

広域障害者職業センター

広範囲の地域にわたり、障害者職業能力開発校や医療施設等との密接な連携の下に、系統的な職業リハビリテーションサービスを提供する施設として、現在次の３施設が運営されている。

(ア) 中央広域障害者職業センター

中央障害者職業能力開発校と併設し、両者を総称して「国立職業リハビリテーションセンター」(埼玉県所沢市)としている。

(イ) 吉備高原広域障害者職業センター

吉備高原障害者職業能力開発校と併設し、両者を総称して「国立吉備高原職業リハビリテーションセンター」(岡山県上房郡)としている。

(ウ) せき髄損傷者職業センター

せき髄損傷者に一貫した職業リハビリテーションを行う施設として、福岡県飯塚市に設置されている。

地域障害者職業センター

公共職業安定所との密接な連携の下に、障害のある人に対する職業評価、職業指導から就職後のアフターケアに至る職業リハ

ビリテーションを専門的かつ総合的に実施する施設として、各都道府県に１か所設置されている。主要な都道府県においては、支所が設置されている。

(ア) 障害のある人の就労の可能性を高めるための支援(職業準備支援事業)

就業、復職、職場適応等に向けた準備性を高めるため、各種作業を通じて基本的労働習慣の獲得を目指す作業支援コース、社会生活技能訓練を通じた対人関係の改善等を支援する自立支援コース(精神障害のある人対象)職業講話、事業所見学等により就職や職業生活の安定に必要な知識を習得する職業準備講習コースの３コースを障害のある人のそれぞれの状態に応じて提供している。

このほか、視覚障害、脳性まひ等の障害のある人を対象に、外部の教育訓練機関に技術指導の協力を得て、OA機器の操作技能の習得のための職業講習(OA講習)を実施している。

(イ) 障害のある人の職場適応に関する支援(職場適応援助者(ジョブコーチ)事業)

就職又は職場適応に課題を有する知的障害のある人、精神障害のある人に対して事業所に職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、障害のある人及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチによる支援事業を実施している。

なお、地域障害者職業センターに所属するジョブコーチのほか、協力機関として登録された社会福祉法人等に所属するジョブコーチと連携して支援を行っている。

(ウ) 休業中の精神障害のある人に対する

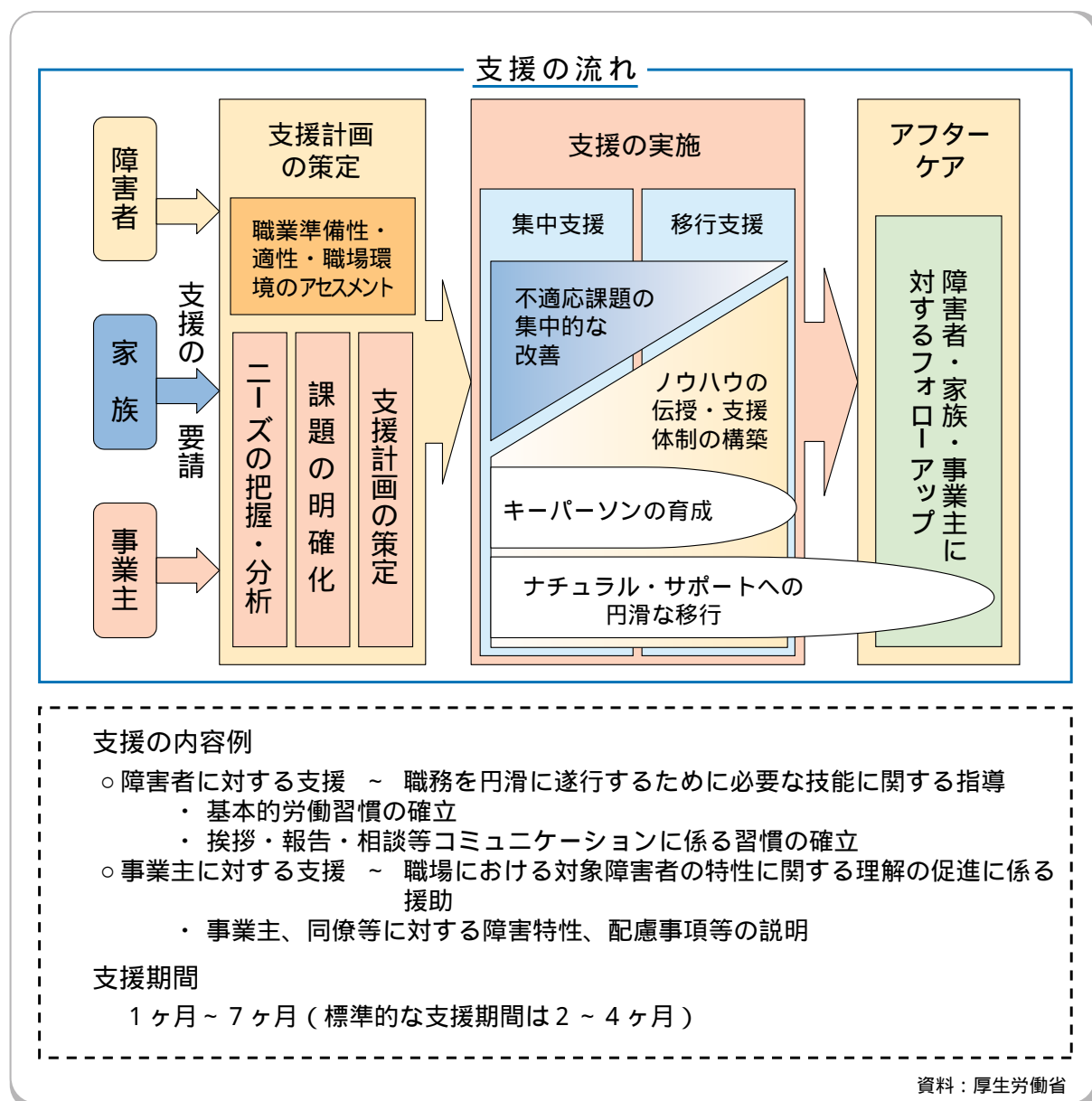
職場復帰支援（精神障害者職場復帰支援（リワーク）事業）

休職中の精神障害のある人の円滑な職場復帰に向け、主治医との連携のもと、精神障害のある人を雇用する事業主に対する支援と精神障害のある人本人への支援を全国6ヶ所の地域障害者職業センターにおいて実施している。



関係機関と連携をとりあうジョブコーチ

● 図表2-19 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業



ウ 障害者就業・生活支援センター及び障害者雇用支援センターによる障害のある人の職業的自立の促進

障害者就業・生活支援センターは、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・助言等の支援を一体的に行うことを目的としており、全国に79か所（平成16年度）設置・運営されている。また、障害者雇用支援センターにおいては、職業準備訓練を中心とする職業リハビリテーションを実施しており、全国

に14か所（平成16年度）設置・運営されている。

エ 専門職員の養成・確保

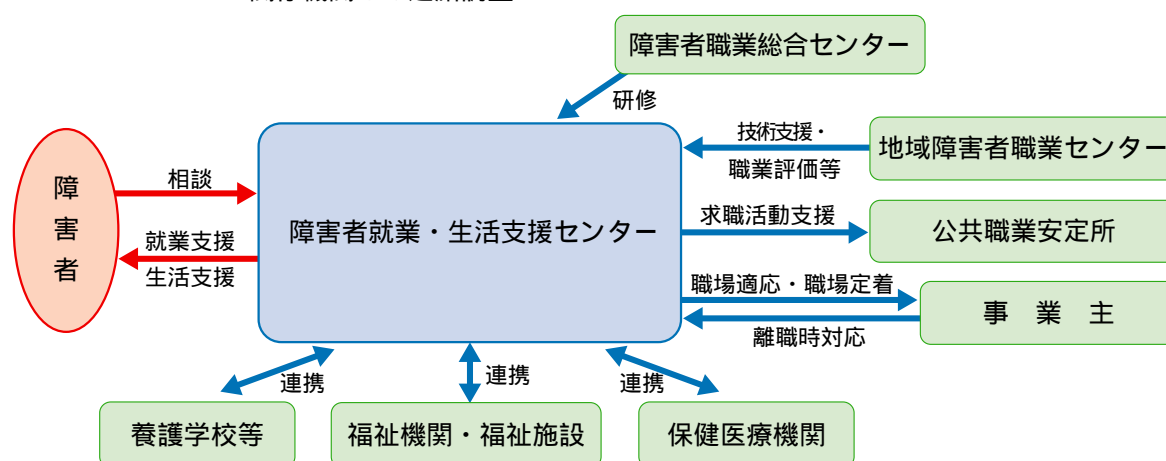
職業リハビリテーションに従事する専門職員については、障害者職業総合センターにおいて、障害者職業カウンセラーを養成するための「厚生労働大臣指定講習」及びその後の資質向上を図るための研修等を実施している。

また、障害のある人への雇用支援が、医療・福祉等の分野から連続して効果的に行われるよう、職業リハビリテーションに携

● 図表2-20 障害者就業・生活支援センター

就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施。

- < 就業支援 >
 - 求職活動、職場定着など就業に関する相談
 - 職業準備訓練、職場実習のあっせん
 - 事業所に対する障害者の雇用管理に係る助言
 - 関係機関との連絡調整
- < 生活支援 >
 - 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
 - 関係機関との連絡調整



運営主体

社会福祉法人、特定非営利活動法人、民法法人等で、都道府県知事が指定した法人。

資料：厚生労働省

わる人材の育成を図るため、職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成研修、障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターの支援担当者に対する研修、職業リハビリテーション実践セミナーなど、多様な研修を実施している。

（２）雇用への移行を進める支援策の充実

ア トライアル雇用の活用による障害者雇用のきっかけづくり

障害のある人の雇用の経験が乏しいために、障害のある人に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがない事業主においては、障害のある人を雇い入れることに躊躇ちよする面もある。こうした事業主に対し、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を通じて今後の障害者雇用のきっかけづくりを与えるとともに、試行雇用（トライアル雇用）期間終了後に常用雇用への移行を進めることを目的とした、トライアル雇用事業（障害者試行雇用事業）を実施している。

トライアル雇用を実施する事業主に対しては、対象障害者１人１月当たり５万円の試行雇用奨励金を支給している。

イ 職場での適応訓練

職場適応訓練

障害のある人に対し、作業環境への適応を容易にし、訓練修了後は引き続き雇用してもらうことを期待して、都道府県知事が民間事業主に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には職場適応訓練費（２万４,０００円／月）が支給される（原則、期間６か月以内）。また、重度の障害のある人に対しては、一般の障害のある人の場合よりも訓練期間、支給期間を長くし（１年以内）、職場適応訓練費を上積み支給（２万５,０００円／月）している。

短期職場適応訓練

障害のある人に対し、実際に従事することとなる仕事を経験させることにより、就業への自信を持たせ、事業主に対しては対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させるため、都道府県知事が民間事業主に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には、職場適応訓練費（９６０円／日）が支給される（期間２週間以内）。また、重度障害者に対しては、一般の障害のある人の場合よりも訓練期間、支給期間を長くし（４週間以内）、職場適応訓練費を上積み支給（１,０００円／日）している。

ウ 障害のある人の職業的自立の啓発

障害のある人の職業的自立を進めるため、本人や家族、教育・保健福祉・医療等の関係機関の職員が、障害のある人の雇用に関する理解を深めるための意識啓発のセミナーや啓発誌の作成、ピアカウンセラーによる相談などの支援を行っている。

エ 難病者の雇用管理のあり方に関する研究

難病者の就労実態の調査及びその障害状況に応じた雇用管理のあり方等について、調査研究を開始した。

オ 高等教育機関等の試験における配慮

司法試験においては、試験の公正かつ適正な実施に資するため、障害のある人の有する障害の要因をできる限り排除し、学力を公正に評価するために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害のある人に対する点字による出題及び解答、拡大した問題集及び答案用紙の配布、試験時間の延長等を、肢体不自由者に対する措置として、答案用紙の拡大、試験時間延長等を認めるなどの措置を講じている。

司法書士試験及び土地家屋調査士試験においては、その有する知識及び能力を答案等に表すことについて健常者と比較してハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する拡大鏡の使用や記述式試験の解答を作成するに当たってのパソコン(ワープロ)の使用を、また、試験時間の延長を認める等の措置を講じている。

(3) 職業能力開発の充実

ア 一般の公共職業能力開発施設における受入れの促進

障害のある人の雇用を促進し、職業の安定を図るためには、障害のある人及び労働市場のニーズに対応した職業能力開発の実施が不可欠である。

障害のある人に対する職業訓練については、ノーマライゼーションの観点から、自動ドア、スロープ、手すり、トイレ等の整備等、施設のバリアフリー化を推進すること等により、可能な限り一般の公共職業能力開発施設に受け入れて実施している。

また、平成16年度からは、近年の知的障害のある人に対する新たな職域における職業訓練の成果をもとに、県立の一般公共職業能力開発施設において知的障害のある人等を対象とした訓練コースを設置して、障害のある人の受入れを一層促進している。

イ 障害者職業能力開発校における職業訓練の推進

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度の障害のある人については、障害者職業能力開発校を設置し、職業訓練を実施している。

現在、障害者職業能力開発校は国立が13校、都道府県立が6校で、全国に19校が設

置されている。運営については、国立13校のうち2校は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に、他の11校は都道府県に委託している。

障害者職業能力開発校においては、入校者の障害の重度化、多様化が進んでいることを踏まえ、個々の訓練生の障害の程度等を十分に考慮するとともに、サービス経済化、IT化の進展等の下で、雇用ニーズに対応した職業訓練内容の充実を図っており、平成16年度においては、東京障害者職業能力開発校でオフィスワークコース、大阪障害者職業能力開発校でWebデザインコースを新設した。

さらに、知的障害のある人に対する職業訓練については、雇用・就業を希望する人の増加を踏まえて訓練コースを計画的に設けてきたところであり、平成16年度は宮城障害者職業訓練校で総合実務の訓練コースを新設するとともに、中央障害者職業能力開発校で知的障害のある人に対する職業訓練コースの定員を増やすことにより、より多くの知的障害のある人に対して訓練機会を提供することに加えて、新たな職域を拡大するための職業訓練カリキュラムの開発に取り組んでいる。

また、高次脳機能障害のある人(中央及び吉備高原障害者職業能力開発校)、精神障害のある人(中央障害者職業能力開発校)に対する新たな職業訓練にも取り組んでいる。

今後とも、地域のニーズに応じた訓練内容の見直し等を図り、障害のある人の雇用の促進に資する職業訓練を実施することとしている。

ウ 障害者職業能力開発センターにおける能力開発

障害のある人の能力開発を図り、その雇

用の促進と安定に資するため、納付金による助成金を財源として障害者能力開発センターの設置促進を図っており、平成16年度までに全国で18か所設置されている。なお、これらの能力開発施設における訓練職種は園芸、パン・菓子製造、機械工作、情報処理、ホテル科等様々な職種が設けられ、訓練期間3か月～2年程度となっている。また、訓練施設については、身体に障害のある人を対象とするもの10施設（うち視覚に障害のある人対象2施設）、知的障害のある人を対象とするもの9施設、精神に障害のある人を対象とするもの2施設となっている（複数の障害を対象としている施設あり）。

エ 地域の多様な民間機関に委託して行う職業訓練

平成16年度から、雇用・就業を希望する障害のある人の増大に対応し、障害のある人が居住する地域で職業訓練が受講できるよう、居住する地域の企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した委託訓練を全国で機動的に実施し、障害のある人の職業訓練機会を大幅に拡充している。

オ 在職中の障害のある人に対する職業訓練

近年の技術革新等の急速な進展に伴い、多様な職務内容の変化への対応が、雇用労働者として働く障害のある人にも求められており、在職中も職業訓練を行うことが雇用の安定のために重要である。そこで、国立の障害者職業能力開発校において、その施設・設備等を活用し、在職中の障害のある人に対する職業訓練を実施している。

カ 精神障害のある人に対する職業訓練

統合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている人若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、症状が安定し就労が可能な状態にある人のうち、公共職業訓練を受けることが適当であると認定された人に対して、各都道府県の公共職業能力開発施設において職業訓練を実施している。

キ IT技能付与のためのe-ラーニングによる遠隔教育訓練モデル事業

近年における著しいIT化の進展に対応し、障害のある人の職域の拡大に資するITを活用した職業能力開発を推進するため、平成16年度から、障害のある人に対して、e-ラーニングによる遠隔教育訓練のモデル事業を実施している。

ク 障害のある人の職業能力開発に関する啓発

全国障害者技能競技大会（愛称：アビリンピック）の実施

全国障害者技能競技大会は、障害のある人の職業能力の開発を促進し、技能労働者としての自信と誇りを持って社会に参加するとともに、広く障害のある人に対する社会の理解と認識を高め、障害のある人の雇用の促進を図ることを目的として、アビリンピックの愛称の下、昭和47年から平成16年までに27回実施している。

平成16年度は、宮城県で第27回大会が開催された。

国際アビリンピックへの日本選手団の派遣

国際アビリンピックは、昭和56年（1981年）の国際障害者年を記念して、障害のある人の職業的自立の意識を増進するとともに

障害のある人に対する職業能力開発支援の拡充 (平成16年度)

雇用・就業を希望する障害のある人の増加に対応し、障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講することができるよう、職業訓練機会の大幅な拡充を図るため、平成16年度から、次のような新規事業を実施しています。

1 一般の職業能力開発校を活用した障害のある人に対する職業訓練の実施

一般の職業能力開発校を活用し、知的障害のある人等を対象として、地域ニーズに対応した訓練コースを設置して職業訓練を実施することにより、一般の職業能力開発校においてこれまで受入が困難であった障害のある人に対する職業訓練機会を提供します。また、併せて障害のある人の職業訓練の拠点整備を図ります。

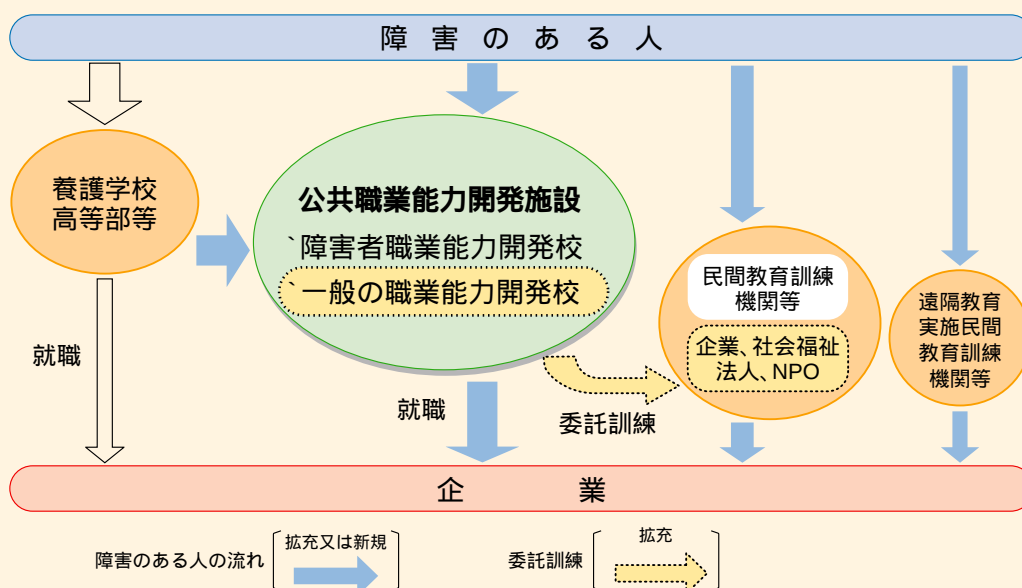
2 障害のある人の態様に応じた多様な委託訓練の実施

全国に障害者職業訓練コーディネーターを配置し、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、多様な委託訓練先を開拓し、個々の障害のある人及び企業のニーズに対応した内容で実施する委託訓練を大幅に拡充します。

3 IT技能付与のための遠隔教育の推進

遠隔教育を実施している民間教育訓練機関等を活用し、重度身体障害のある人等、公共職業能力開発施設への通所が困難な人に対して、IT技能を付与する訓練機会の提供を図ります。

障害のある人に対する職業能力開発支援の拡充について



第27回アビリンピック宮城大会

アビリンピックは、障害のある人が日頃培った職業技能を競い合う技能競技大会です。

全国大会は、国際大会の開催される年を除いて、昭和46年から毎年開催されており、各都道府県においては、全国大会へ派遣する選手の予選等を目的に地方大会が開催されています。平成16年には第27回大会が、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構と宮城県の共催（厚生労働省などが後援）により10月15日（金）から17日（日）までの3日間宮城県で開催されました。

第27回大会には、大会史上2番目の参加選手数となる229人が参加し、史上最高の約2万人の方が、見学に来場しました。競技の職種は、洋裁、建築C A D、電子回路接続、歯科技工、ワードプロセッサ、喫茶サービスなどのほか、今大会から、精密板金、コンピュータプログラミング、パソコン組立の3職種が新たに加わり、20職種が行われました。競技の結果は、金賞、銀賞、銅賞及び努力賞の計88人の選手が表彰されました。金賞を受賞した選手には厚生労働大臣賞が併せて授与されました。

また、競技大会に併せて、「障害者ワークフェア」（企業トップを対象とするセミナー、働く障害者の総合しごと展・障害者の生活・福祉展等）を開催し、障害者の技能の向上や雇用促進を目的とした総合的なイベントとして実施されました。



に、事業主及び社会一般の理解と認識を深め、更に国際親善を図ることを目的として、昭和56年10月に第1回大会が東京で開催され、以降ほぼ4年に1度開催されている。直近では、平成15年11月に第6回大会がインド共和国の首都ニューデリーで開催され

た。

平成19年11月には、第1回大会より26年ぶりに、日本（静岡県）で第7回大会が開催されることが決定している。第7回大会は、「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」として、「個性輝く技能の祭典 - 見せ

よう、伝えよう、技能で輝く個と社会 - 」をキャッチフレーズに、ユニバーサル社会の実現に向けて、大会史上初めて技能五輪国際大会と同時開催し、障害のある人の職域拡大と障害の有無にかかわりのない貢献をアピールすることとしている。

目的として、障害者雇用連絡会議を開催している。

(4) 雇用の場における障害者の人権の確保

法務省の人権擁護機関では、障害を理由とした人権侵犯との疑いのある事案について、調査を行い、その結果に基づき、援助、調整、説示など事案に応じた適切な措置を講じるとともに、関係者到人権思想を啓発するなどして、人権侵害による被害の救済及び予防を図っている。また、障害のある人に対する偏見や差別を解消するため、昭和56年度から「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を人権週間の強調事項として掲げ、人権週間を始め年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、ポスター・パンフレット等の作成・配布などの啓発活動を実施している。

労働関係（公共職業安定所、労働基準監督署、地域障害者職業センター等）機関と福祉関係（福祉事務所、更生相談所、保健所等）、教育機関（盲・聾・養護学校等）、人権擁護関係（都道府県人権擁護委員連合会）機関とが連携し、就職希望のある障害のある人の把握に努め、障害のある人の就職の促進及び社会復帰の促進に関する諸対策について協議するとともに、障害のある人が職業生活を送る上で抱える問題点について情報を交換し、特に、当該機関が障害のある人等から個別の相談を受ける等により問題が明らかになった場合には的確かつ迅速に対応すること等により、障害のある人の雇用の促進等職業の安定を図ることを